

指定難病の償還払い申請のご案内

しょうかんばらい

償還払い申請とは？

新規申請等で受給者証が届くまでの間に、本来医療費助成が受けられた金額を自己負担した場合に申請します。自己負担上限額を超えた支払いや、保険で3割負担をした場合等の差額を請求することができます。

※ただし、受給者証に記載された難病以外の医療、難病指定医療機関以外での医療、保険適用外の医療、10割負担をした支払いは対象になりません。



償還払い請求に必要な書類

- ① **特定医療費（指定難病）償還払申請書（様式10）**
 - ・ 受給者以外の親族が申請者となる場合は、委任欄への記入が必要です。
 - ・ 口座情報は、申請者（受任者）のものを記入してください。
- ② **申請者の振込先口座がわかるもの**
 - ・ 金融機関・支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）がわかるもの
貯金通帳2ページ目のコピー、口座情報表示画面のコピーなど
- ③ **受給者証及び自己負担上限額管理票のコピー**
 - ・ 受給者証の有効期間が、償還払いを請求する月を含むもの（未使用の場合も必要）
- ④ **診療報酬等領収証明書（様式11）** 領収書や診療明細書の代用不可
 - ・ 医療機関・薬局ごとに作成が必要です。（**証明書の発行手数料は、申請者負担です**）
 - ・ 上記「③上限額管理票コピー」で上限額を超えた支払が確認できる場合は提出不要。

⚠️ 留意事項 ⚠️

- **手続きは任意です。**
手続きの手間や証明書の発行手数料を踏まえ、申請するかどうかをご検討ください。
- **支払い金額より、証明書の発行手数料が高くなる場合があります。**
発行手数料は、各医療機関や薬局で異なるため、依頼する医療機関へご確認ください。
（例：償還払い予想額3,000円、発行手数料3,300円の場合、300円のマイナス）
- **高額療養費を超えてお支払いすることはできません。**
 - ・ 高額療養費とは、健康保険の医療費制度です。
 - ・ 高額療養費（所得や年齢等で定められています）の限度額を超えて支払った場合は、まず、加入する医療保険者が支給します。詳しくは、加入する医療保険者にご確認ください。
（償還払いの申請は、高額療養費の清算後になります。）

償還払いに関するQ&A

Q 1 償還払い申請は、必ず行う必要がありますか？

A 1 必ず行う必要はありません。

医療機関等から払いすぎた分を返金してもらえる場合もあるので、医療機関等へ問い合わせください。医療機関等から返金をしてもらえなかった場合は、償還払いの申請をご検討ください。

Q 2 償還払いの対象は？

- A 2
- 受給者証の有効期間内に、難病指定医療機関で行われた、受給者証に記載された指定難病に関する保険診療。
 - 各月の支払合計額と受給者証記載の月額自己負担上限額の差額
 - 保険の自己負担割合が3割の方は、2割負担に軽減されるので、その差額

【対象とならないもの】

- ① 指定難病以外、受給者証有効期間外、指定医療機関以外の診療やサービス。
- ② 保険適用外の費用
例：個室料、食費、文書料、介護保険の利用限度額を超えたサービスなど
- ③ 療養費の支給対象となった費用
例：窓口で10割負担した医療費、治療用装具、海外での医療費

【医療保険が優先です】

広島県からの返金額は、医療保険の高額療養費の自己負担上限額までとなります。高額療養費の自己負担上限額を超える医療費は、医療保険者から支給されます。高額療養費については、加入する医療保険者にお問い合わせください。

Q 3 申請書類の提出後、いつ頃、返金されますか？

A 3 おおむね、4～5か月要します。

ただし、書類の不備等があれば、更に時間を要する場合があります。入金通知は行っておりませんので、振込は通帳記入でご確認ください。振込名義は「ケンシッペイタイサクカ」です。

Q 4 申請書や証明書の様式はどこでもらえますか？

A 4 広島県のホームページに掲載しています。

【難病医療費助成制度について（広島県ホームページ）】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/shinnannbyou.html>

※ ホームページからのダウンロードが難しい場合、保健所でも配布しています。

Q 5 問い合わせ先・提出先はどこですか？

A 5 受給者の方の住所地を管轄する保健所（支所）になります。各保健所の住所・電話番号等は、一覧表でご確認ください。

指定難病の受給者が亡くなったとき(相続)

新規申請等で、受給者証の有効期間開始日から受給者証が交付されるまでの間に、受給者証に記載された疾病に係る治療で、自己負担上限額を超えた支払や、保険で3割負担をした場合等の差額を、受領者（代表相続人）の方が、償還払いの申請をすることができます。

※留意事項

支払い金額より、証明書などの発行手数料が高くなる場合があります。

加入している医療保険者が支払う「高額療養費」を超えた額を、お支払をすることはありません。

【提出書類】

- 1 相続人を特定することができる書類（㊦㊧のいずれか）**
 - ㊦ 戸籍謄本・改正原戸籍謄本のコピー
（死亡した受給者の、出生から死亡までの戸籍すべて）
 - ㊧ 法定相続情報一覧図（法務局に申請し、作成したもの）
- 2 委任状（様式12）**

受領者（代表相続人）以外の相続人全員が、記入・押印したもの
- 3 特定医療費（指定難病）償還払申請書（様式10）**

受領者（代表相続人）が作成してください
- 4 受領者（代表相続人）の住民票**

コピー不可
- 5 受領者（代表相続人）の振込先金融機関の口座がわかる書類**

金融機関・支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）がわかるもの
預金通帳2ページ目のコピー、口座情報表示画面のコピーなど
- 6 受給者証・自己負担上限額管理票のコピー**

受給者証の有効期間が、償還払いを請求する月を含むもの
未使用の場合も提出が必要です
- 7 診療報酬等領収証明書（様式11）**

各難病指定医療機関で作成してもらってください（領収書不可）
文書作成料が発生する場合があります

【提出先】

※ 死亡した受給者の方の、住所地を管轄する「保健所（支所）」

お問い合わせ先・提出先

(広島県 健康福祉局 疾病対策課 ☎082-513-3070)

お住いの地域	問い合わせ・提出先	所在地 / 電話
大竹市、廿日市市	西部保健所 (保健課 健康増進係)	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68 ☎ (0829) 32-1181
安芸高田市、府中町 海田町、熊野町、坂町 安芸太田町、北広島町	西部保健所 広島支所 (保健課 健康増進係)	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 (広島県農林庁舎1階) ☎ (082) 513-5526
呉市	呉市保健所 (地域保健課)	〒737-0041 呉市和庄一丁目2-13 ☎ (0823) 25-3525 ※東保健センター、保健出張所でも受付可。
江田島市	西部保健所 呉支所 (厚生保健課 保健係)	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25 ☎ (0823) 22-5400
竹原市、東広島市 大崎上島町	西部東保健所 (保健課 健康増進係)	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 ☎ (082) 422-6911
三原市、尾道市 世羅町	東部保健所 (保健課 健康増進係)	〒722-0002 尾道市古浜町26-12 ☎ (0848) 25-2011
福山市	福山市保健所 (保健予防課)	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 ☎ (084) 928-1127 ※福山市各支所(保健福祉課)でも受付可。
府中市、神石高原町	東部保健所 福山支所 (保健課 健康増進係)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 ☎ (084) 921-1311
三次市、庄原市	北部保健所 (保健課 健康増進係)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 ☎ (0824) 63-5181